

# 平成 29 年度事業計画書

公益社団法人 全国行政相談委員連合協議会

## 平成 29 年度事業計画

### I 方針

経済・社会情勢が著しく変化する中、国民と行政の間に立ってその懸け橋として国民の行政に関する苦情の解決の促進のために活動している行政相談委員の役割はますます重要なものとなっている。

一方で、行政相談委員制度の周知度は依然として低く、行政相談委員自らによる一般国民への制度の啓発宣伝活動の充実が喫緊の課題となっている。

このような状況下において、行政相談委員自らが国民の行政の苦情の解決の促進に資するという公益目的を達成するために組織した法人である全国行政相談委員連合協議会（以下「全相協」という。）は、その目的達成のため、行政相談委員及び行政相談委員組織の自主的な啓発宣伝活動の活発化による国民に対する行政相談委員制度の周知度の向上と、時機に即応した行政相談委員活動の展開を支援するための事業を実施していくことが求められている。

こうしたことから、平成 29 年度においては、次の事項に重点を置いて効果的な事業の実施に努めるものとする。

①委員の自主的な啓発宣伝活動を推進するため、啓発用資料等については、より一層行政相談委員のニーズ、意見等を反映させた企画を行い、委員の啓発宣伝活動や相談活動等に資するものとする。

併せてブロック及び各都道府県の行政相談委員協議会（以下、「広相協」及び「地相協」という。）との緊密な連携の下、啓発用資料等の利活用による委員の啓発宣伝活動等の一層の活発化を図る。

②創生事業特定資産の果実を財源とした創生事業の一般事業については、地相協が、地域の特性に応じて委員活動を支援するために実施している事業を対象とした助成を、従来の均等配分方式を踏襲しつつ、引き続き行うこととする。

また、創生事業の特別事業についても、委員活動の活性化に資するため広相協又は地相協が行う調査検証等事業を対象とした助成を、引き続き行うこととする。

③行政相談委員組織の活動の在り方や全相協の財政基盤の確立について、全相協の諸課題に関する検討会の提言に基づき、その実行に努める。

④事務・事業の運営に当たっては、時機を得た運営とその効率化を推進するとともに、経費等の節減合理化を図る。

## Ⅱ 事業計画

### 1 行政相談委員活動支援事業（公益目的事業1）

(1) 行政相談委員による行政相談活動や啓発宣伝活動を支援するための資料等の作成・配布

ア リーフレットの作成、配布

行政相談委員制度の仕組み、その活用方法や活用成果を分かり易くまとめた平成29年度版リーフレットを作成し、行政相談委員を通じ、一般国民に配布する。

イ 暮らしに役立つ豆知識の作成、配布

国民生活に直結する制度や手続などのトピック的事項を分かり易くまとめた冊子「暮らしに役立つ豆知識」を作成し、行政相談委員を通じ、一般国民に配布する。

ウ 行政相談出前教室（講座）用教材などの作成、配布

行政相談委員が行う行政相談出前教室（講座）や行政相談懇談会において使用する行政相談委員制度の仕組みや行政相談委員の活動内容、その成果をイラストなどで分かり易く解説した教材を作成し、行政相談委員を通じ、受講者である一般国民に配布する。

また、行政相談出前教室開催の手引き（改訂版）を作成し、行政相談委員に頒布する。

エ 季刊誌「季刊行政相談」の発行、配布

行政相談委員や全国の委員組織が行う行政相談活動や啓発宣伝活動の状況、国・地方公共団体の相談窓口の現状、学識経験者等の研究成果や行政相談制度に関連する内外の情報などをまとめた季刊誌「季刊行政相談」を年4回発行し、配布する。

オ 行政相談委員手帳の作成、頒布

平成30年版行政相談委員手帳を作成し、行政相談委員に頒布する。

カ 「行政相談委員のひろば」（八訂版）並びに「行政相談委員のためのHOW TO 行政相談」及び「行政相談事例集」の作成、頒布

行政相談委員活動用支援資料として、「行政相談委員のひろば」（八訂版）並びに「行政相談委員のためのHOW TO 行政相談」（三訂版）及び「行政相談事例集」を作成し、行政相談委員に頒布する。

キ 行政相談委員活動支援グッズの作製・頒布

行政相談委員が啓発宣伝活動や相談活動を行う際に使用するためのグッズとして、「行政相談委員用ベスト」及び「行政相談委員活動用バナースタンド」を作製し、行政相談委員に頒布する。

(2) 共催研修の実施

行政相談委員の資質向上を図るため、全相協と各広相協・地相協との共催による行政相談委員研修会を開催する。

(3) 災害被災地域の行政相談委員や行政相談委員組織に対する支援

災害により被災した地域において、行政相談委員や委員組織が、被災者を対象に行う相談活動に係る経費及び物資の支援については、本年度も、必要に応じ、実施することとする。

(4) 行政相談に関する調査研究及び資料の収集並びに提供

行政相談委員活動の充実に資するための調査研究及び資料の収集に努めるとともに、行政相談委員や広相協・地相協における積極的かつ他の範となる活動等についても、「季刊行政相談」又は全相協ホームページ等で取り上げ、広く一般国民に周知するものとする。

(5) 国際交流等

諸外国のオンブズマン等との情報交換、友好増進を図るため、国際交流の推進に努める。

また、総務省で開催（予定）される全国苦情救済・オンブズマン制度連絡会や日本オンブズマン学会に出席し、意見交換等を行う。

## 2 行政相談委員活動支援事業【創生事業】（公益目的事業2）

(1) 行政相談委員自主活動に対する支援

創生事業特定資産の運用収入を活用し、地相協、広相協等が行う自主的事業活動を支援するとともに、その活性化を推進するための助成金を交付する。

一般事業及び特別事業に対する助成等については、「平成29年度創生事業費に係る助成基準等について」（平成29年3月10日理事会承認、会長決定）に基づき行う。

(2) 創生事業特定資産の造成

創生事業特定資産の造成目標額の達成については、この資産が行政相談委員や広相協・地相協の自主活動を支援するための助成資金を提供していることを周知し、早期達成に向け引き続き努力する。

### Ⅲ 管理

#### 1 連絡・連携

##### (1) 広相協及び地相協との連絡・連携

全相協と広相協及び地相協との相互の情報提供・連絡等連携の緊密化を図る。

##### (2) 各種委員団体との連携の支援

関連各種団体との連携、情報交換に努め、各地相協を通じて情報提供を行い、行政相談委員活動を支援する。

##### (3) 全相協だよりの発行、配布

全相協の事業計画、予算、事業報告及び収支決算などの事業活動について、行政相談委員に周知するための「全相協だより」を年 1 回作成し、配布する。

#### 2 表彰及び補償

(1) 本会表彰規程により、行政相談委員活動功労者に対する顕彰を行うとともに委員活動の支援者に対して感謝状を贈呈する。

(2) 行政相談業務従事中の傷害に対処するため傷害保険に加入する。

#### 3 賛助会員の募集

全相協活動に対する理解と支援を図るため、引き続き賛助会員の募集を行う。

また、23 年度から新たに設けられた「行政相談委員経験者の賛助会員」（年会費 1 口 3,500 円）の募集を行い、行政相談委員 OB との連携に努める。

#### 4 その他

全相協設立 50 周年（平成 31 年 3 月）に向け、その準備に関する検討を引き続き行うとともに、今後における行政相談委員組織活動の活性化方策について検討を進める。